

市有財産売払 一般競争入札のしおり

入 札 実 施 日

令和8年11月6日（金）

— 西 尾 市 —

資産経営局 資産経営課 資産経営担当

☎ 0563-65-2156
（ダイヤルイン）

西尾市ホームページ

<https://www.city.nishio.aichi.jp/>

目 次

	頁
○ 入札の公告	1
○ 市有財産売払いの流れ	5
○ 物件調書一覧表	6
○ 物件調書・位置図・測量図	7
○ 財産売払入札心得書	19
地方自治法施行令（抄）及び地方自治法（抄）	22
○ 土地売買仮契約書（案）・土地売買契約書（案）	23
特約条項	31
○ 市有財産一般競争入札参加申込書（様式1号）	33
○ 委任状（様式2号）	34
○ 誓約書（様式3号）	35
○ 入札書（様式4号）	36
○ 市有財産一般競争入札参加申込書（様式1号）記載例	37
○ 委任状（様式2号）記載例	39
○ 誓約書（様式3号）記載例	41
○ 入札書（様式4号）記載例	42
○ 入札会場のご案内	43

市有財産（土地）の売却について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 8 年 8 月 4 日

西尾市長 中 村 健

1 入札に付する物件

物件 番号	所在地	登記地目	実測面積	予定価格
1	西尾市吉良町荻原川畑14番1	宅地	6,762.77 m ²	91,906,000 円
2	西尾市吉良町吉田斉藤久123番	保育園用地	2,156.80 m ²	49,696,000 円
3	西尾市寺津町東市場8番1 西尾市寺津町東市場9番1	宅地	441.93 m ²	9,174,000 円

（注） 予定価格とは、最低売却価格であり、予定価格未満での入札は無効となります。

2 入札者に必要な資格

次のいずれかに該当する方は入札に参加できません。

- （1）当該入札に係る契約を締結する能力を有しない方及び破産者で復権を得ない方
- （2）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項に該当し一般競争入札への参加を停止された方
- （3）法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその方及び支店又は営業所を代表する方をいう。以下同じ。）に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められる法人等
- （4）暴力団員又は暴力団関係者がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等

3 財産売払入札心得書及び契約条項を示す日時及び場所

- （1）日時 令和 8 年 8 月 4 日（火）から 令和 8 年 11 月 6 日（金）までの
午前 9 時から午後 4 時まで（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に
規定する休日を除きます。）
- （2）場所 西尾市役所資産経営局資産経営課（3 階）

4 入札参加申込みの受付

入札に参加しようとする方は、以下の期間に入札参加申込書等を持参、もしくは郵送にて提出しなければなりません。なお、郵送にて提出する場合は、必ず書留または簡易書留の方法により期日までに提出するものとし、入札参加申込書等に加え、本人確認書類（運転免許証等の写し）の提出が必要になります。

申込者が暴力団に該当するか否かについて、「西尾市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年3月27日締結）に基づき、愛知県西尾警察署に照会することがありますのでご承知ください。

(1) 日時 令和8年8月4日（火）から 令和8年10月30日（金）までの
午前9時から午後4時まで（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除きます。）

(2) 場所 西尾市役所資産経営局資産経営課（3階）

5 入札保証金の受付及び入札執行

(1) 入札保証金の受付

ア 日時 令和8年11月6日（金）午前9時から午前10時まで
※ 午前9時40分までに受付場所に入室してください。

イ 場所 西尾市役所53C会議室（5階）

(2) 入札執行

ア 日時 令和8年11月6日（金）午前10時30分から
※ 参加者が多数の場合は、開始時間が遅れる場合があります。

イ 場所 西尾市役所53AB会議室（5階）

当日、午前10時10分から、入札会場で入札の説明を予定しておりますので、必ず出席してください。

6 入札保証金

入札に参加しようとする方は、現金又は銀行等が振出し若しくは支払保証をした小切手により、入札金額の100分の5以上の金額を入札保証金として、入札執行日の午前9時から午前10時までの間に納めなければなりません。

※ 受付場所に入札執行日の午前9時40分までに入室してください。

7 契約書作成の要否

要

8 入札の無効

西尾市契約規則第12条及び財産売却入札心得書第8条に該当する入札は、無効とします。

9 代金支払方法

納入通知書による一括納付とします。

1 0 危険負担

契約の締結から引渡しまでの間、本市の責めに帰さない事由により本物件が滅失し、又はき損した場合であっても、落札者は本市に対して売買代金の減額又は契約の解除等を求めることはできません。

1 1 契約不適合責任

本物件の種類、品質又は数量など契約内容に適合しない状態（契約不適合）があったとしても、落札者は本市に対して売買代金の減額、損害賠償の請求又は契約の解除を請求することはできません。現地や資料を十分確認して入札に参加してください。

なお、本物件については、地歴、土壌汚染、地下埋設物及び地盤に関する調査を行っていません。必要な調査は落札者の責任と負担において実施し、その結果に基づき適切な対応を行ってください。

1 2 契約の解除

契約者が、契約書に定める義務を履行しないときは、契約を解除することがあります。

また、契約後に契約者が、西尾市が行う公有財産の処分契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要綱により排除措置を受けた場合においては、市は契約を解除するとともに、これによって生じた市の損害を賠償するよう請求します。

1 3 禁止用途

(1) 落札者は、土地売買契約締結の日から5年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又は供させてはなりません。

(2) 落札者は、暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されているものの事務所その他これらに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら所有権を第三者に移転し又は貸してはなりません。

(3) 落札者が、この契約に係る権利の全部又は一部を第三者に譲渡するときは、前2号の事項について遵守する旨を譲受人との契約書に契約条件として加え、譲受人からの更なる譲渡についても承認させなければならないものとします。

1 4 公害防止協定

落札者が工場等を建設する場合は、近隣住民の生活環境の保全のため、必要に応じて市と公害防止協定を締結するものとします。

1 5 現地説明

物件の所在地において現地説明を希望される方は、令和8年8月4日（火）から令和8年10月30日（金）（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除きます。）までの午前9時から午後4時までの間に対応しますので、事前に電話でお申込みください。

○西尾市契約規則（抄）

（入札の無効）

第12条 次の各号に掲げる入札は、無効とする。

- （1）入札参加者の資格を有しない者のした入札
- （2）所定の日時までに所定の場所に到達しない入札
- （3）入札に際して談合等による不正行為があった入札
- （4）同一事項の入札に対し、2以上の意志表示をした入札
- （5）記名及び押印のない入札（インターネットを利用した入札を除く。）
- （6）入札書の記載事項が確認できない入札
- （7）その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

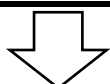
○財産売払入札心得書（抄）

第8条 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- （1）市有財産一般競争入札参加申込書（入札参加者が代理人である場合は、本人の委任状を添付すること。）及び誓約書を提出していない方のした入札
- （2）入札参加者の資格を有しない方（地方自治法施行令第167条の4及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3の規定に該当する方）がした入札
- （3）暴力団及びこの公告の日から入札日までの期間において西尾市が行う公有財産の処分契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要綱により排除措置を受けた方のした入札
- （4）所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない方のした入札及び入札保証金が入札金額の100分の5以上の額に達しない方のした入札
- （5）所定の日時までに所定の場所に到達しない入札
- （6）入札に際して談合等による不正行為があった入札
- （7）同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- （8）他人の代理を兼ねた方又は2以上の代理をした方の入札
- （9）入札者の入札金額、氏名（法人にあっては名称及び代表者名）の確認しがたいもの、押印のないもの、鉛筆書きのもの、その他主要な事項が確認できない入札
- （10）入札書の金額の表示を訂正した入札
- （11）その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

【 市有財産売払いの流れ 】

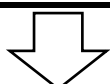
入札参加申込み	日 に ち	令和 8 年 8 月 4 日（火）から 令和 8 年 10 月 30 日（金）まで ※土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。	
	時 間	午前 9 時 から 午後 4 時 まで	
	場 所	西尾市役所 資産経営局 資産経営課（3 階）	
	現 地 説 明	物件所在地において現地説明を希望される方は、令和 8 年 8 月 4 日（火）から 令和 8 年 10 月 30 日（金）（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）までの午前 9 時から午後 4 時までの間に対応しますので、事前に電話でお申込みください。	
	注 意 事 項	郵便で参加申込みをする場合は、書留または簡易書留の方法によります。また本人確認書類（運転免許証等の写し）が必要となり、期間内必着です。	



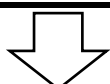
入 札 (入札保証金の 納付)	日 に ち	令和 8 年 11 月 6 日（金）	
	入札保証金の受付	午前 9 時 から 午前 10 時 まで ※ 午前 9 時 40 分までに受付場所に 入室してください。	西尾市役所 53C 会議室（5 階）
	入札の説明	午前 10 時 10 分から	西尾市役所 53AB 会議室（5 階）
	入 札 執 行	午前 10 時 30 分から ※ 参加者が多数の場合は開始時間が 遅れる場合があります。	同上
	注 意 事 項	入札保証金は、入札金額の 100 分の 5 以上の金額を現金又は金融機関発行の 小切手により納付してください。 入札の説明会については、必ず出席してください。 入札は物件ごとに順次行います。	



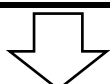
落 札	落札されなかった方の入札保証金は、当日お返しします。
-----	----------------------------



契 約 (契約保証金の 納付)	日 に ち	令和 8 年 11 月 6 日（金）から 令和 8 年 11 月 16 日（月）まで ※土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。	
	場 所	西尾市役所 資産経営局 資産経営課（3 階）	
	注 意 事 項	契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付してください。 なお、入札保証金を契約保証金に充当することができます。 * 契約締結の際には、事前に担当までご連絡ください。 直通電話 0563-65-2156 担当：小島・小倉	



売買代金の納付	日 に ち	契約日（物件番号 1 の場合は議決の日）から 35 日（5 週）以内 ※議決の日は、令和 8 年 12 月定例会の最終日（令和 8 年 12 月 21 日） を予定しています。	
	注 意 事 項	契約保証金は充当することとし、残金を納入してください。 売買代金が完納された時に所有権は移転し、売買物件は現状のまま引き渡され たものとします。	



所有権移転登記	所有権移転登記は、西尾市が行います。
---------	--------------------

物 件 調 書 一 覧 表

物件 番号	所在地	登記地目	面積（㎡）		頁
			登記	実測	
1	西尾市吉良町荻原川畑14番1	宅地	6,762.77	6,762.77	P 7
2	西尾市吉良町吉田斉藤久123番	保育園用地	2,156	2,156.80	P 1 0
3	西尾市寺津町東市場8番1 西尾市寺津町東市場9番1	宅地	441.93	441.93	P 1 5

物件調書

所在地		西尾市吉良町荻原川畑 1 4 番 1		予定価格		91,906,000 円	
住居表示		無	登記面積	6,762.77 m ²		登記地目	宅地
			実測面積	6,762.77 m ²			
形状		ほぼ台形					
接面道路		(西側) 主要地方道西尾吉良線 (幅員約 12.1～18.3m・舗装)					
		(南側) 荻原 1 0 1 号線 (幅員約 6.2m・舗装)					
法令等に基づく制限	都市計画法	市街化区域					
	建築基準法	用途地域	第一種住居地域		高度制限	無	
		建ぺい率	60%		日影規制	有	
		容積率	200%		防火地域	22 条指定区域	
		斜線制限	道路・隣地		その他	居住誘導区域、都市機能誘導区域	
		—					
施設整備状況	配線・配管の状況						
	電気	引き込み可					
	上水道	接面道路配管：有					
	下水道	接面道路配管：有、受益者負担金：支払済、取付管：有					
	都市ガス	無					
交通機関 (道路距離)		鉄道	名鉄西尾線「吉良吉田」駅より北方へ約 1.2km				
		バス	名鉄バス ふれんどバス「吉良吉田」駅バス停より北方へ約 1.2km				
公共機関 (物件からの直線距離)		西尾市役所 北方 約 6.5km		荻原小学校 北西方 約 690m			
		吉良支所 南西方 約 150m		吉良中学校 北方 約 1.7km			
		荻原保育園 北西方 約 600m		吉良図書館 北西方 約 350m			
参考事項	○前面道路は都市計画道路 (3・4・34 号) に指定されていますが、整備済みです。 ○対象不動産には残置杭、浄化槽、雨水枳があります。残置杭、浄化槽の座標データが必要な場合は、お問合せください。 ○敷地内の南西角に電柱が 1 本設置されています。						

※ 物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ずご本人において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

位置図

物件番号 1



測量図

登記年月日：令和8年4月22日

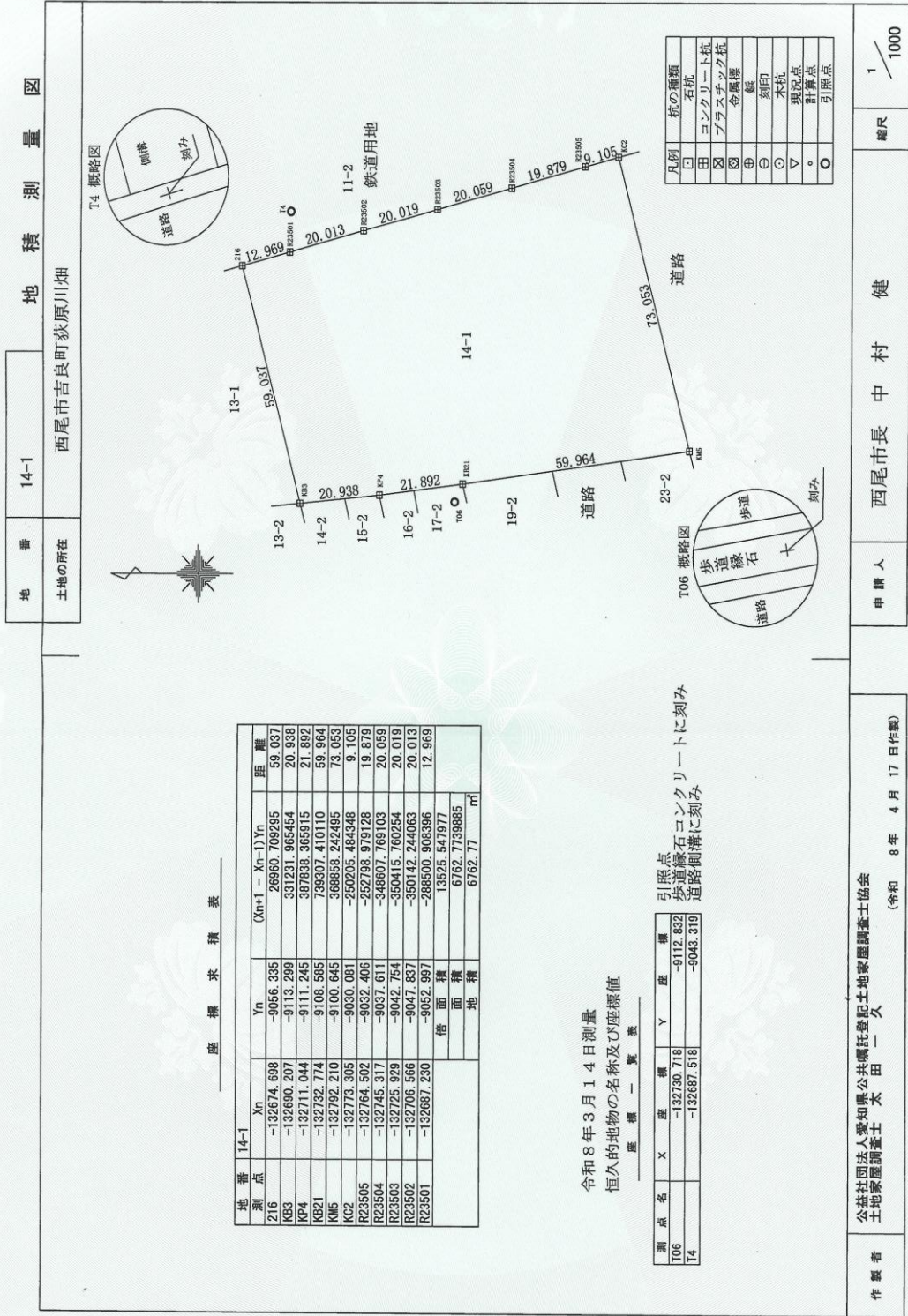
この土地の図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年4月27日 名古屋法律事務所 西尾支所

登記官

漢本浩暢



請求番号：6-2



注意：原本を縮小していますので、表記の縮尺とは異なります

物件調書

所 在 地		西尾市吉良町吉田齊藤久 123 番		予定価格		49,696,000 円	
住 居 表 示		無	登記面積	2,156 m ²		登記地目	保育園用地
			実測面積	2,156.80 m ²			
形 状		台形に近いやや不整形、間口約 56.7m、奥行平均約 38.2m					
接 面 道 路		(西側) 市道 吉田 41 号線 (幅員約 5.3m・舗装)					
		(北東側) 市道 吉田 42 号線 (幅員約 7.0m・舗装)					
		(東側) 法定外道路 (水路敷暗渠・歩行者専用)					
法令等に基づく制限	都市計画法	市街化区域					
	建築基準法	用途地域	第一種住居地域	高度制限	無		
		指定建蔽率	60%	日影規制	有		
		指定容積率	200%	防火地域	22 条指定区域		
		斜線制限	道路・隣地	そ の 他	無		
施設整備状況		配線・配管の状況					
	電 気	引き込み可					
	上 水 道	接面道路配管：有					
	下 水 道	接面道路配管：有、受益者負担金：済、取付管：有（2 か所）					
	都市ガス	無					
交 通 機 関		鉄道	名鉄西尾・蒲郡線「吉良吉田」駅より北方約 370m				
		バス	ふれんどバス「吉良吉田駅」より北方約 370m				
公 共 機 関 (物件からの直線距離)		西尾市役所	北西方約 7.2 k m	吉良支所	北西方約 650m		
		吉田小学校	南西方約 380m	吉良中学校	北西方約 2.4 k m		
		白浜保育園	南東方約 1.5 k m	吉田みやこ認定こども園	西方	約 500m	
		きら市民交流センター	北西方約 650m				
参 考 事 項	○敷地内の中央西端に電柱が 1 本、南西端に電柱及びその支線が 1 本、北東端に電柱が 1 本、カーブミラーが一本設置されています。 ○取付管は敷地内の南西部（南西境界から 8,000、管底 D=1,300）及び北西部（北西境界から 10,300、管底 D=1,700）に 1 か所ずつあり、2 か所とも公共マスが設置されています。						

※ 物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ずご本人において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

位置図

物件番号 2



測量図

物件番号：2

登記年月日：昭和46年8月4日

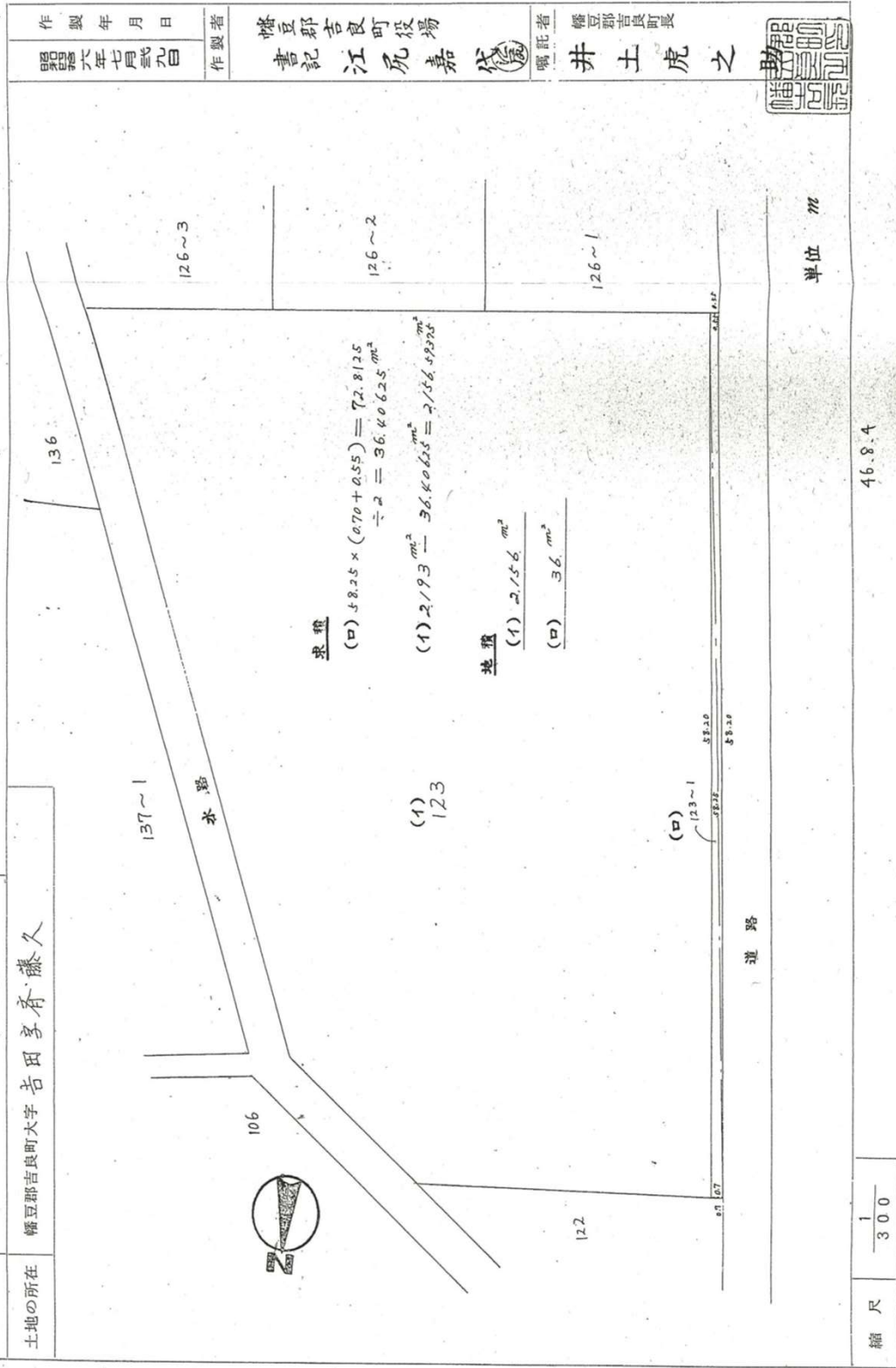
次頁に図面に關する變更内容を示す。

168762

前123 後折

地番	123～1, 123
土地の所在	幡豆郡吉良町大字吉田亨斎藤久

地積測量図



図番号：3-18

(1/2)

注意：原本を縮小していますので、表記の縮尺とは異なります
 令和6年3月5日作成の境界確定図は未登記です

測量図

物件番号：2

西尾市吉良町吉田斉藤久123

(1) 平成23年4月15日
この図面に記録されている土地の全部又は一部に
ついてその所在地は地番が変更された
上記の日付は、この図面に変更内容を記録した日
付である。

番号：3-18

(2/2)

(注) 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

A

注意：原本を縮小していますので、表記の縮尺とは異なります
令和6年3月5日作成の境界確定図は未登記です

測量図

物件番号：2

境界確定図

地番	123
土地の所在	西尾市吉良町吉田齊藤久

座標求積表

地番	123	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	距離
測点					
K34		480.372	501.797	-29049.530127	56.727
K33		423.800	505.992	-27085.751760	47.016
K31		426.842	552.910	28263.100470	51.444
K30		474.917	534.597	29322.110853	11.776
WG60		481.691	524.964	2863.678620	23.204
			倍面積	4313.608056	
			面積	2156.8040280	
			地積	2156.80	m ²

恒久的地物の名称及び座標値

点名	X座標	Y座標	名称
T4-1	465.411	540.257	集水樹(刻印)
T4-2	437.371	550.997	集水樹(刻印)

測地系	任意座標系
座標系	
測量年月日	令和6年2月26日

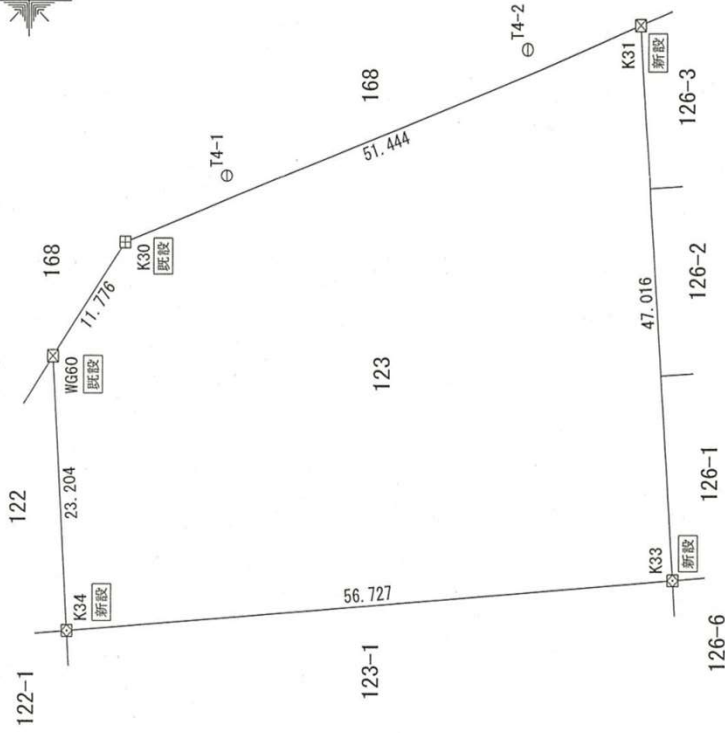
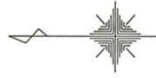


公益社団法人 愛知県公共測量士登録土地家屋調査士会
社員 土地家屋調査士 松崎 茂則 (令和6年3月5日作成)

縮尺 1/500

縮尺 1/500

杭等の種類	
田	コンクリート杭
田	プラスチック杭
田	金属標
田	紙
田	刻印
田	計算点
単位：m	



注意：原本を縮小していますので、表記の縮尺とは異なります
令和6年3月5日作成の境界確定図は未登記です

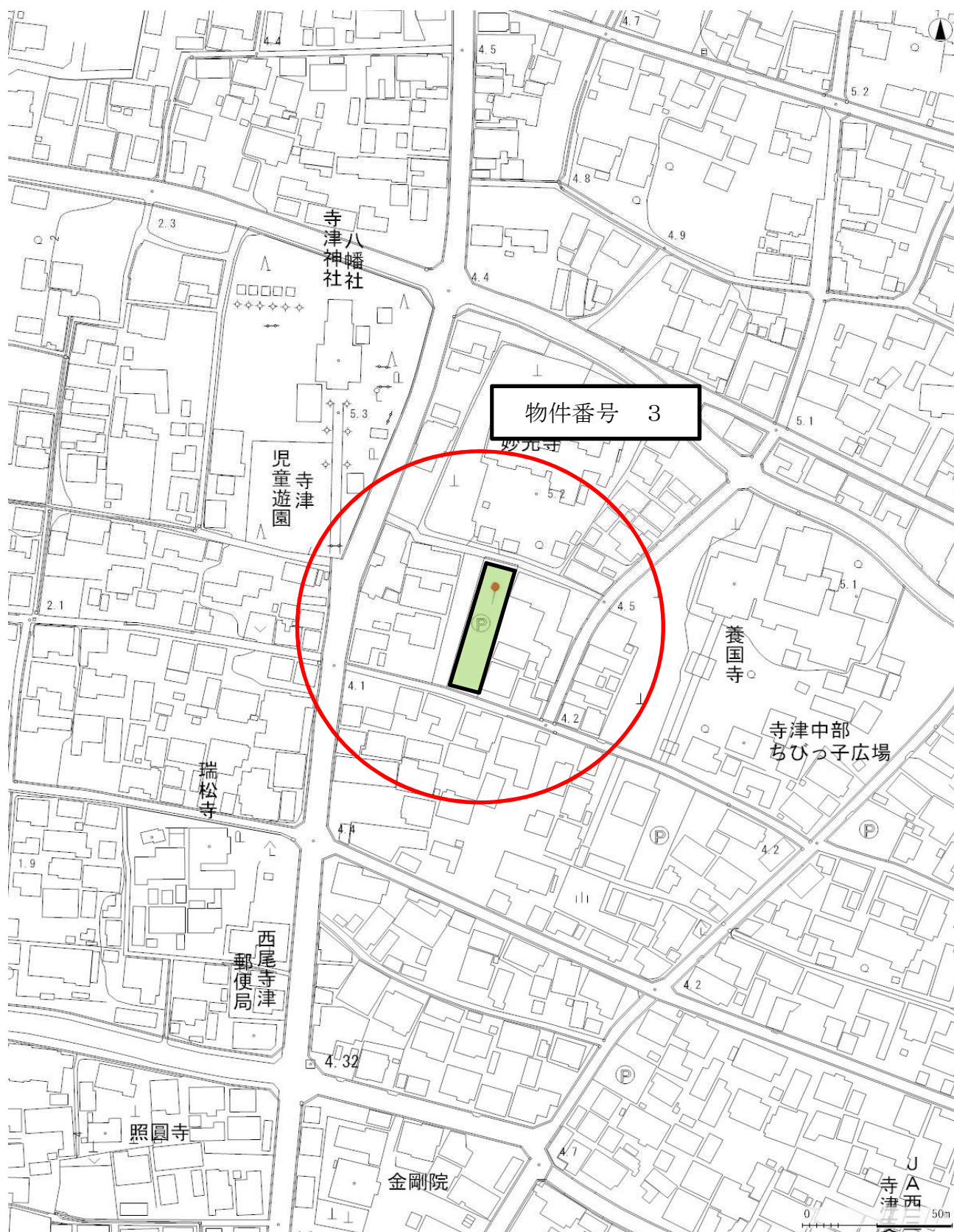
物件調書

所 在 地		西尾市寺津町東市場 8 番 1、9 番 1		予定価格		9,174,000 円	
住 居 表 示		無	登記面積	441.93 m ²		登記地目	宅地
			実測面積	441.93 m ²			
形 状		長方形					
接 面 道 路		(南側) 建築基準法第 42 条第 2 項道路 (幅員約 2.6m・舗装)					
		(北側) 建築基準法第 42 条第 2 項道路 (幅員約 2.8m・舗装)					
法令等に基づく制限	都市計画法	市街化区域					
	建築基準法	用途地域	第一種住居地域	高度制限	無		
		指定建蔽率	60%	日影規制	有		
		指定容積率	200%	防火地域	準防火地域		
		斜線制限	道路・隣地	そ の 他	無		
施設整備状況	配線・配管の状況						
	電 気	引き込み可					
	上 水 道	接面道路配管：有					
	下 水 道	接面道路配管：有、受益者負担金：済、取付管：無					
	都市ガス	無					
交 通 機 関		鉄道	名鉄西尾線「福地」駅より南西方約 3.7 k m				
		バス	ふれんどバス、六万石くるりんバス 「寺津神社前」バス停より東方約 70m				
公 共 機 関 (物件からの直線距離)		西尾市役所	北東方約 5.9 k m	寺津小学校	南東方約 500m		
		寺津中学校	南東方約 500m	寺津保育園	北東方約 500m		
		巨海保育園	南方 約 600m	寺津ふれあいセンター	東方 約 500m		
参考事項	○上記のほか、西側で赤道（法定外道路）に概ね等高に接面しています。現状、当該赤道は道路の形態をなしておらず、当該物件と一体として駐車場の敷地となっており、幅は約1.4mです。なお、赤道の西側（寺津町東市場 7 番）が通路状になっていますが、登記地目は境内地で、妙光寺の参道として利用されています。						
	○周知の埋蔵文化財包蔵地「寺津城（臥牒城）」が含まれています。						
	○従前、西尾市寺津支所の敷地として利用されており、杭等が残置されている可能性があります。						
	○隣地から雑木等の越境がみられますが、容易に除去可能なものです。						
	○下水道接続は可能ですが、取付管がなく、公共マスも未設置のため、設置を希望される場合は、西尾市上下水道部上下水道営業課にご相談ください。						
	○敷地内（東側）にはフェンスが設置され、照明灯も 1 本設置されています。また南東角には電柱が設置されています。なお、敷地全体はアスファルト舗装がされています。						

※ 物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ずご本人において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

位置図

物件番号 3



登記年月日：令和6年1月24日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和6年1月24日 名古屋法務局西尾支局

名古屋法務局西尾支局

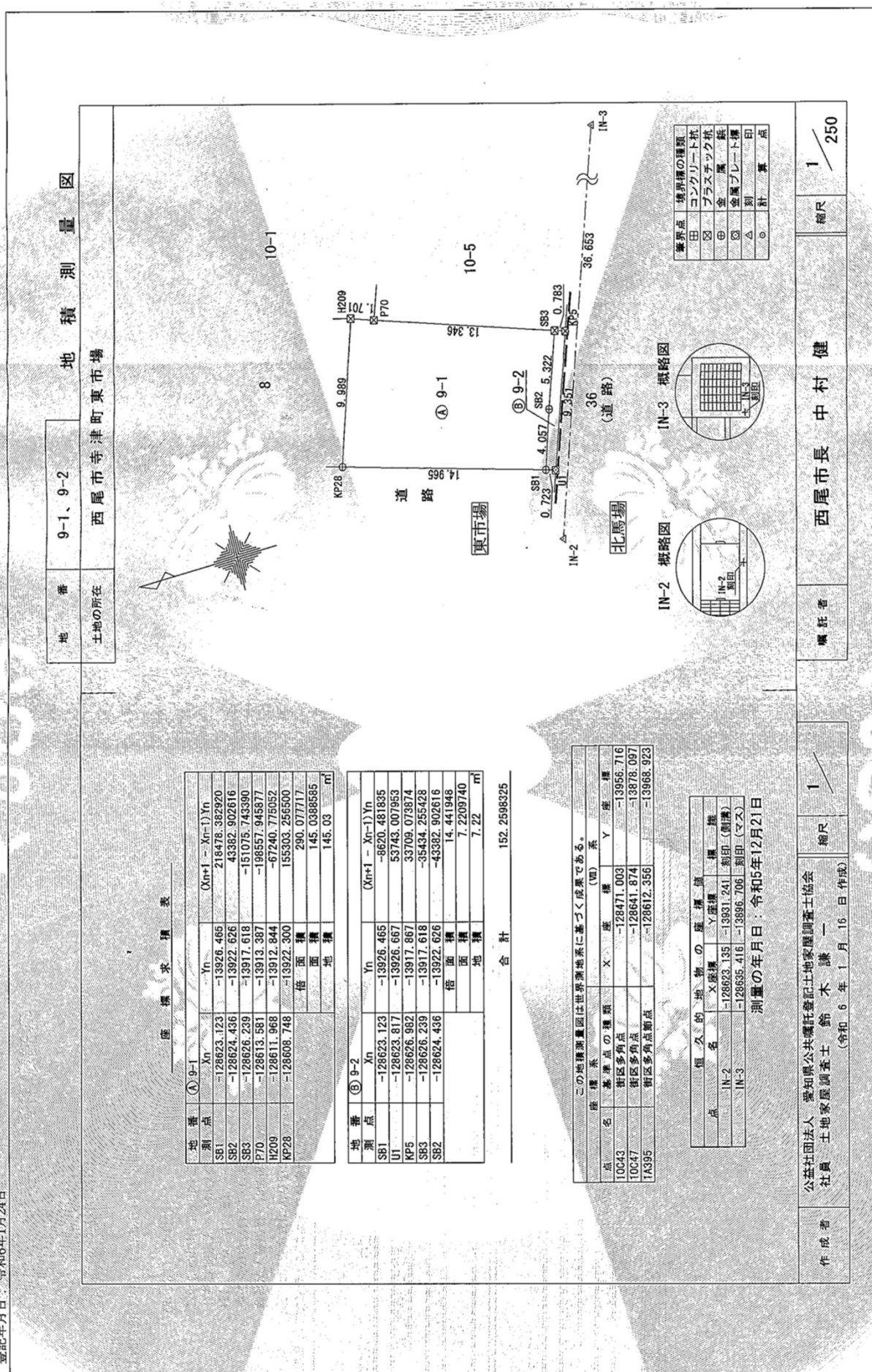
產品官

太田 鉦治

用公

請求番号：9-3

注意：原本を縮小していますので、表記の縮尺とは異なります



財産売払入札心得書

第1条 市有財産一般競争入札参加希望者は、市有財産売払公告、本心得書及び土地売買契約書（案）並びに物件の現況等を熟覧のうえ入札してください。

第2条 現物と公告数量等が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。

第3条 入札における販売促進のため、予定価格を公表する場合があります。

第4条 入札参加者は、事前に市有財産一般競争入札参加申込書及び誓約書を提出してください。なお、代理人により入札する場合は、市有財産一般競争入札参加申込書の提出と同時に必ず委任状を提出してください。ただし、1人で2人以上の代理を兼ねることはできません。

2 次のいずれかに該当する方は、入札に参加できません。

(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない方及び破産者で復権を得ない方

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項に該当し一般競争入札への参加を停止された方

(3) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいいます。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその方及び支店又は営業所を代表する方をいいます。以下同じ。）に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」といいます。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」といいます。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為を行う者（以下「暴力団関係者」といいます。）がいると認められる法人等

(4) 暴力団員又は暴力団関係者がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等

3 申込書を提出された方が暴力団に該当するか否かについて、「西尾市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年3月27日締結）に基づき、愛知県西尾警察署に照会することがありますのでご承知ください。

第5条 入札参加者は、入札執行日の所定の時間までに、入札保証金として、入札金額の100分の5以上（円未満切上げ）に相当する金額を現金又は銀行等が振出し若しくは支払保証をした小切手により納付しなければなりません。

2 入札保証金は、落札者以外の入札者に対しては入札執行後に還付します。落札者に対しては契約締結後に還付できますが、本人の申し出により第12条に規定する契約保証金に充当することができます。

なお、入札者が法人でも個人であっても営業に関して入札に参加した方は、還付され

る領収証書に200円の収入印紙が必要になります。また、入札保証金を積増した場合は、そのつど必要となります。

3 入札保証金を納付した方は、入札保証金を納付した日からその還付を受ける日までの期間に対する利息の支払を請求することはできません。

4 落札者が落札決定の日から10日以内（期間の末日が市の休日に当たるときは、市の休日の翌日が当該期間の末日になります。）に売買契約を締結しない場合には、その落札は無効となり、入札保証金は市に帰属することとなります。

第6条 入札書には、入札年月日、入札者の住所及び氏名（法人にあつては名称及び代表者名）を記入の上、押印してください。

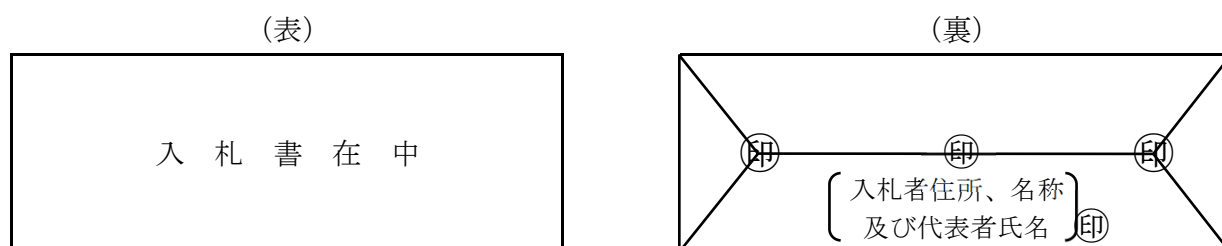
2 金額の記入は算用数字を用い、最初の数字の前に金又は円の文字を記入してください。また、入札保証金額を入札金額の下段に記入してください。

第7条 入札は、入札書を封筒に入れ、封をした後、入札者の住所及び氏名を封筒に表記し、市の担当者の指示に従い、会場に設置された入札箱に投入しなければなりません。

2 提出した入札書は、その事由のいかんにかかわらず書換え、引換え又は撤回することはできません。

なお、記入にあたっては、万年筆又はボールペンなどの訂正の出来ないものをご使用ください。

〔記入例〕



第8条 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 市有財産一般競争入札参加申込書（入札参加者が代理人である場合は、本人の委任状を添付すること。）及び誓約書を提出していない方のした入札
- (2) 入札参加者の資格を有しない方（地方自治法施行令第167条の4及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3の規定に該当する方）がした入札
- (3) 暴力団及びこの公告の日から入札日までの期間において西尾市が行う公有財産の処分契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要綱により排除措置を受けた方のした入札
- (4) 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない方のした入札及び入札保証金が入札金額の100分の5以上の額に達しない方のした入札
- (5) 所定の日時までに所定の場所に到達しない入札
- (6) 入札に際して談合等による不正行為があった入札
- (7) 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札

- (8) 他人の代理を兼ねた方又は2以上の代理をした方の入札
- (9) 入札者の入札金額、氏名(法人にあっては名称及び代表者名)の確認しがたいもの、押印のないもの、鉛筆書きのもの、その他主要な事項が確認できない入札
- (10) 入札書の金額の表示を訂正した入札
- (11) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

第9条 開札は、入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が開札場所に同席しない場合には、入札に関係ない市の職員を立ち会わせて開札します。この場合、異議の申し立てはできません。

第10条 開札の結果、予定価格に達する入札のない場合で、入札参加者が再度の入札を希望するときは、直ちに再入札を行います。この場合において、入札保証金が不足する入札参加者については、再入札前に不足分を追加納付していただきます。

2 予定価格を公表した場合の入札回数は、1回とし再度入札は行いません。

第11条 落札者は、市の予定価格以上の最高の価格をもって入札した方に決定します。ただし、落札者となる同価格の入札者が2者以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。この場合において、くじを引かない方があるときは、代わって入札に関係ない市の職員にくじを引かせます。

第12条 落札者は、契約締結の際、契約保証金として契約金額の100分の10以上(円未満切上げ)に相当する金額を、現金又は銀行等が振出し若しくは支払保証をした小切手により納めなければなりません。

2 前項の契約保証金は、売買代金に充当します。

第13条 契約締結後、入札において談合等の不正な事実が判明した場合は、落札者に対し土地売買契約書(案)特約条項に基づき損害賠償を請求します。

2 契約締結後、契約者が、西尾市が行う公有財産の処分契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要綱により排除措置を受けた場合においては、市は契約を解除するとともに、これにより生じた市の損害を賠償するよう請求します。

第14条 入札結果については、その内容(物件の所在地、数量、落札者(個人の方の氏名は公表しません。)、落札額及び入札参加者数)を公表することがあります。

第15条 入札者は、入札後、市有財産売払公告、本心得書及び土地売買契約書(案)並びに物件の現況等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

第16条 本心得書に定めのない事項は、すべて地方自治法、地方自治法施行令及び西尾市契約規則の定めるところによって処理します。

地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- （1）当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- （2）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- （1）契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- （2）競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- （3）落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- （4）地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- （5）正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- （6）契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- （7）この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

地方自治法（抄）

（職員の行為の制限）

第238条の3 公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

土地売買仮契約書（案）

売出人西尾市（以下「甲」という。）と買受人〔※落札者名〕（以下「乙」という。）とは、議会の議決を要する契約締結にあたり、次の条項により土地売買仮契約（以下「仮契約」という。）を締結する。

（信義誠実の義務）

第 1 条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第 2 条 売買物件は、次のとおり。

所在地番	登記地目	登記面積	実測面積
西尾市吉良町荻原川畑14番1	宅地	6762.77㎡	6762.77㎡

（売買代金）

第 3 条 売買代金は、金〔※ 落札金額〕円とする。

（契約保証金）

第 4 条 乙は、仮契約締結に際し、契約保証金として金〔※落札金額の 1 割以上〕円以上を現金又は銀行等が振出し、若しくは支払保証をした小切手により甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金は、第 19 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

3 第 1 項の契約保証金には、利息を付さない。

4 甲は、乙が第 7 条第 2 項に定める義務を履行したときは、第 1 項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。

5 乙が第 7 条第 2 項、第 8 条第 2 項に定める義務を履行しないときは、第 1 項に定める契約保証金は、甲に帰属するものとする。

（契約成立の日）

第 5 条 西尾市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づく西尾市議会の議決があったときは、その議決の日をもって土地売買本契約（以下「本契約」という。）が成立するものとする。

（仮契約の効力）

第 6 条 第 5 条の議決が得られなかったときは、仮契約は失効し、乙は、これによって生じた損害の賠償を甲に対して請求することができない。ただし、既に納められた契約保証金については返還する。

（売買代金の納入方法）

第 7 条 売買代金の納付期限は、令和 年 月 日〔※本契約日から 35 日以内〕とする。

2 乙は、前項の納付期限までに、売買代金から乙が既に納付した契約保証金を除く金額を甲の発行する納入通知書により、甲の指定する場所に納入しなければならない。

(履行遅延による遅延損害金)

第8条 甲は、乙が売買代金を納付期限までに納入しなかったときは、当該売買代金について、納付期限の翌日から納入する日までの期間の日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率で計算した遅延損害金（100円未満の額は切り捨てる。）を乙に請求することができる。ただし、遅延損害金が1,000円未満のときは、遅延損害金を請求しないものとする。

2 乙は、前項により遅延損害金の請求を受けたときは、甲が指定する方法により速やかに支払わなければならない。

3 第1項の場合において、年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(所有権の移転)

第9条 売買物件の所有権は、第5条の本契約が成立し、かつ、乙が売買代金（前条の遅延損害金を含む。）を完納した時に乙に移転するものとする。

(登記の嘱託)

第10条 乙は、前条の規定による所有権移転後10日以内に、甲に対し、所有権移転登記の嘱託を請求するとともに、登記嘱託に必要なものを提出し、甲は、その請求により遅滞なく所轄法務局に所有権移転登記を嘱託するものとする。ただし、乙が、自ら所轄法務局に所有権移転登記を嘱託することを希望する場合はこの限りではない。

2 登記に必要な登録免許税は、乙の負担とする。

(売買物件の引渡し)

第11条 売買物件は、第9条の規定により売買物件の所有権が乙に移転した時に、現状のまま甲から乙へ引き渡しされるものとする。

(危険負担)

第12条 乙は、仮契約締結の時から売買物件の引き渡しの時までの間において、当該物件が甲の責に帰すことのできない事由により滅失又はき損した場合には、甲に対して売買代金の減免又は仮契約及び本契約（以下「この契約」という。）の解除を請求することができない。

(契約不適合責任の免責)

第13条 乙は、仮契約締結後、民法（明治29年法律第89号）以外の法律に特別の定めがあるものを除くほか、売買物件の種類、品質又は数量に関して、この契約の内容に適合しない状態があったとしても、甲に売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除を請求することができない。

(特則)

第14条 乙は、本契約成立の日から5年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又は供させてはならない。

- 2 乙は、暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されているものの事務所その他これらに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら所有権を第三者に移転し又は貸してはならない。
- 3 乙が、本契約に係る権利の全部又は一部を第三者に譲渡するときは、前2項の事項について遵守する旨を譲受人との契約書に契約条件として加え、譲受人からの更なる譲渡についても承認させなければならない。
- 4 乙が工場等を建設する場合は、近隣住民の生活環境の保全のため、必要に応じて甲と公害防止協定を締結するものとする。

(実地調査等)

第15条 甲は、前条に定める特則に関し、必要があると認めるときは、乙に対し、物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

- 2 乙は、甲から要求があるときは、売買物件の利用状況等を直ちに甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、正当な理由なく前2項に定める調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第16条 乙は、第14条に定める義務に違反したときは、金【※落札金額の3割】円を違約金として甲に対し支払わなければならない。

- 2 乙は、前条第3項に定める義務に違反して調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ったときは、金【※落札金額の1割】円を違約金として甲に対し支払わなければならない。
- 3 前2項の違約金は、第19条に定める損害賠償に係る損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第17条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

- 2 甲は、乙が「西尾市が行う公有財産の処分契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要綱」により排除措置を受けたときは、この契約を解除することができる。

(原状回復及び返還金等)

第18条 乙は、甲が前条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

- 2 乙は、前項の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。
- 3 甲は、前条の規定により解除権を行使したときは、乙が支払った第7条第2項の売買代金を乙に返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。
- 4 甲は、前条の規定により解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(損害賠償)

第19条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

2 甲は、第17条第2項によりこの契約を解除したときは、これによって生じた損害を乙に対して請求することができる。

(返還金の相殺)

第20条 甲は、第18条第3項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が前条に定める損害賠償金を支払う義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第21条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(公租公課の負担)

第22条 売買物件に賦課される公租公課は、所有権移転登記した日の前日までの原因によるものは甲の負担、所有権移転登記した日以後の原因によるものは乙の負担とする。

(疑義の決定)

第23条 この契約に関して疑義があるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。

(裁判管轄)

第24条 この契約に関する訴えの管轄は、甲の所在地を管轄区域とする名古屋地方裁判所岡崎支部とする。

上記の契約の締結を証するため、仮契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 売出人 西尾市寄住町下田22番地
西尾市
西尾市長 中 村 健

乙 買受人 住 所
氏 名

(注) 契約書上において、〔※ 〕と記載してある箇所については、所要の事項を記載する。

土地売買契約書（案）

売出人西尾市（以下「甲」という。）と買受人【※落札者名】（以下「乙」という。）
とは、次の条項により土地売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第 1 条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第 2 条 売買物件は、次のとおり。

所在地番	登記地目	登記面積	実測面積
【※落札物件を記載する。】		m ²	m ²

（売買代金）

第 3 条 売買代金は、金【※ 落札金額】円とする。

（契約保証金）

第 4 条 乙は、本契約締結に際し、契約保証金として金【※落札金額の 1 割以上】円以上を現金又は銀行等が振出し、若しくは支払保証をした小切手により甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金は、第 1 7 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

3 第 1 項の契約保証金には、利息を付さない。

4 甲は、乙が第 5 条第 2 項に定める義務を履行したときは、第 1 項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。

5 乙が第 5 条第 2 項、第 6 条第 2 項に定める義務を履行しないときは、第 1 項に定める契約保証金は、甲に帰属するものとする。

（売買代金の納入方法）

第 5 条 売買代金の納付期限は、令和 年 月 日【※本契約日から 3 5 日以内】とする。

2 乙は、前項の納付期限までに、売買代金から乙が既に納付した契約保証金を除く金額を甲の発行する納入通知書により、甲の指定する場所に納入しなければならない。

（履行遅延による遅延損害金）

第 6 条 甲は、乙が売買代金を納付期限までに納入しなかったときは、当該売買代金について、納付期限の翌日から納入する日までの期間の日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 2 4 年法律第 2 5 6 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定した率で計算した遅延損害金（1 0 0 円未満の額は切り捨てる。）を乙に請求することができる。ただし、遅延損害金が 1, 0 0 0 円未満のときは、遅延損害金を請求しないものとする。

2 乙は、前項により遅延損害金の請求を受けたときは、甲が指定する方法により速やかに支払わなければならない。

3 第 1 項の場合において、年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 3 6 5 日当たりの割合とする。

(所有権の移転)

第7条 売買物件の所有権は、乙が売買代金（前条の遅延損害金を含む。）を完納した時に乙に移転するものとする。

(登記の嘱託)

第8条 乙は、前条の規定による所有権移転後10日以内に、甲に対し、所有権移転登記の嘱託を請求するとともに、登記嘱託に必要なものを提出し、甲は、その請求により遅滞なく所轄法務局に所有権移転登記を嘱託するものとする。ただし、乙が、自ら所轄法務局に所有権移転登記を嘱託することを希望する場合はこの限りではない。

2 登記に必要な登録免許税は、乙の負担とする。

(売買物件の引渡し)

第9条 売買物件は、第7条の規定により売買物件の所有権が乙に移転した時に、現状のまま甲から乙へ引き渡しされるものとする。

(危険負担)

第10条 乙は、本契約締結の時から売買物件の引き渡しの時までの間において、当該物件が甲の責に帰すことのできない事由により滅失又はき損した場合には、甲に対して売買代金の減免又は契約の解除を請求することができない。

(契約不適合責任の免責)

第11条 乙は、本契約締結後、民法（明治29年法律第89号）以外の法律に特別の定めがあるものを除くほか、売買物件の種類、品質又は数量に関して、本契約の内容に適合しない状態があったとしても、甲に売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除を請求することができない。

(特則)

第12条 乙は、土地売買契約締結の日から5年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又は供させてはならない。

2 乙は、暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されているものの事務所その他これらに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら所有権を第三者に移転し又は貸してはならない。

3 乙が、この契約に係る権利の全部又は一部を第三者に譲渡するときは、前2項の事項について遵守する旨を譲受人との契約書に契約条件として加え、譲受人からの更なる譲渡についても承認させなければならない。

4 乙が工場等を建設する場合は、近隣住民の生活環境の保全のため、必要に応じて甲と公害防止協定を締結するものとする。

(実地調査等)

第13条 甲は、前条に定める特則に関し、必要があると認めるときは、乙に対し、物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、甲から要求があるときは、売買物件の利用状況等を直ちに甲に報告しなければならない。

- 3 乙は、正当な理由なく前2項に定める調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第14条 乙は、第12条に定める義務に違反したときは、金【※落札金額の3割】円を違約金として甲に対し支払わなければならない。

- 2 乙は、前条第3項に定める義務に違反して調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ったときは、金【※落札金額の1割】円を違約金として甲に対し支払わなければならない。

- 3 前2項の違約金は、第17条に定める損害賠償に係る損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

- 2 甲は、乙が「西尾市が行う公有財産の処分契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要綱」により排除措置を受けたときは、本契約を解除することができる。

(原状回復及び返還金等)

第16条 乙は、甲が前条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

- 2 乙は、前項の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

- 3 甲は、前条の規定により解除権を行使したときは、乙が支払った第5条第2項の売買代金を乙に返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

- 4 甲は、前条の規定により解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(損害賠償)

第17条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

- 2 甲は、第15条第2項により本契約を解除したときは、これによって生じた損害を乙に対して請求することができる。

(返還金の相殺)

第18条 甲は、第16条第3項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が前条に定める損害賠償金を支払う義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第19条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(公租公課の負担)

第20条 売買物件に賦課される公租公課は、所有権移転登記した日の前日までの原因によるものは甲の負担、所有権移転登記した日以後の原因によるものは乙の負担とする。

第21条 本契約に関して疑義があるとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。

(裁判管轄)

第22条 本契約に関する訴えの管轄は、甲の所在地を管轄区域とする名古屋地方裁判所岡崎支部とする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 売出人 西尾市寄住町下田22番地
西尾市
西尾市長 中 村 健

乙 買受人 住 所
氏 名

(注) 契約書上において、〔※ 〕と記載してある箇所については、所要の事項を記載する。

特 約 条 項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「本契約」という。）と一体をなす。

(談合その他不正行為に係る解除)

第2条 西尾市（以下「甲」という。）は、契約の相手方（以下「乙」という。）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(5) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 前2項の規定により契約が解除された場合における当該解除に係る違約金の徴収については、本契約の定めるところによる。ただし、この解除により乙に損害を及ぼしても甲はその責任を負わない。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第3条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙がこの契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号から第3号のうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2 乙は、次の各号のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。

(1) 前条第1項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。

(2) 前条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行なっていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 前2項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前各項の場合において、乙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

市有財産一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

(宛先) 西尾市長

申込人 住所

氏名又は名称
及び代表者名

電話番号 < > —

代理人 住所

氏名又は名称
及び代表者名

電話番号 < > —

令和8年11月6日 執行の下記物件番号の市有財産売払いの一般競争入札に参加したいので、入札参加を申し込みます。

記

物件番号	所在地	登記地目	実測面積
1	西尾市吉良町荻原川畑14番1	宅地	6,762.77 m ²
2	西尾市吉良町吉田斉藤久123番	保育園用地	2,156.80 m ²
3	西尾市寺津町東市場8番1 西尾市寺津町東市場9番1	宅地	441.93 m ²

(注) 1 該当する物件番号を○で囲むこと。

(物件番号を間違えないようにご注意ください。)

2 共有名義による入札を希望する場合は、持分割合を明記すること。

委任状

代理人 住 所

氏 名

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

次の物件に係る市有財産売払いの一般競争入札に関する一切の権限

物件番号	所在地	登記地目	実測面積
1	西尾市吉良町荻原川畑14番1	宅地	6,762.77 m ²
2	西尾市吉良町吉田斉藤久123番	保育園用地	2,156.80 m ²
3	西尾市寺津町東市場8番1 西尾市寺津町東市場9番1	宅地	441.93 m ²

令和 年 月 日

(宛先) 西 尾 市 長

委任者 住所

氏名又は名称

及び代表者名

電話番号 < > —

- (注) 1 代理人の住所・氏名は、必ず委任者が自書すること。
 2 「物件番号」については、該当する物件番号を○で囲むこと。
 (物件番号を間違えないようにご注意ください。)

誓 約 書

令和 年 月 日

(宛先) 西 尾 市 長

申込人 住所

氏名又は名称
及び代表者名

電話番号 < > —

代理人 住所

氏名又は名称
及び代表者名

電話番号 < > —

下記事項について、誓約いたします。

記

- 1 現在、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に該当しておりません。
- 2 過去 3 年間、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項第 1 号から第 7 号までの規定に該当したことはありません。
- 3 財産売払入札心得書第 4 条第 2 項第 3 号及び第 4 号の規定に該当しておりません。

入 札 書

令和8年11月6日

(宛先) 西 尾 市 長

申込人 住所

氏名又は名称
及び代表者名

㊞

代理人 住所

氏名又は名称
及び代表者名

㊞

下記のとおり入札いたします。

記

入札 金額	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
入札 保証 金額										

入札する物件

物件番号	所在地	登記地目	実測面積
1	西尾市吉良町荻原川畑14番1	宅地	6,762.77 m ²
2	西尾市吉良町吉田斉藤久123番	保育園用地	2,156.80 m ²
3	西尾市寺津町東市場8番1 西尾市寺津町東市場9番1	宅地	441.93 m ²

- (注) 1 金額の数字は算用数字を用い、頭に「金」又は「¥」の文字を記入すること。
- 2 「入札する物件」については、該当する物件番号を○で囲むこと。
(物件番号を間違えないようにご注意ください。)
- 3 代理人の場合は、入札者の住所・氏名も記入すること。
(入札参加申込書の記載と同一の記載とする。)
- 4 共有名義による入札を希望する場合は、持分割合を明記すること。
(入札参加申込書の記載と同一の記載とする。)

市有財産一般競争入札参加申込書

日付は **令和8年8月4日** から **令和8年10月30日** までの期間内

令和 8 年 8 月 4 日

(宛先) 西尾市長

申込人 住所 **〇〇市〇〇町〇〇番地**

氏名又は名称

及び代表者名 **西尾 太郎**

電話番号 <××××> ××-××××

代理人 住所 **△△市△△町△△番地**

氏名又は名称

及び代表者名 **三河 次郎**

電話番号 <□□□□> □□-□□□□

法人が申込人の場合は、委任状の記載例を参考にしてください。

令和8年11月6日執行の下記物件番号の市有財産売払いの一般競争入札に参加したいので、入札参加を申し込みます。

記

物件番号	所在地	登記地目	実測面積
1	西尾市吉良町荻原川畑14番1	宅地	6,762.77 m ²
2	西尾市吉良町吉田斉藤久123番	保育園用地	2,156.80 m ²
3	西尾市寺津町東市場8番1 西尾市寺津町東市場9番1	宅地	441.93 m ²

(注) 1 該当する物件番号を○で囲むこと。

(物件番号を間違えないようにご注意ください。)

2 共有名義による入札を希望する場合は、持分割合を明記すること。

市有財産一般競争入札参加申込書

日付は **令和８年８月４日** から **令和８年１０月３０日** までの期間内

令和 ８ 年 ８ 月 ４ 日

(宛先) 西 尾 市 長

① 持分割合を記載すること

申込人 住所 ○○市○○町○○番地

② ３人以上の時は、左側の余白に記載すること

氏名又は名称 (持分２分の１)

及び代表者名 西 尾 太 郎

電話番号 <×××××> ××-×××××

取り消し線を引いて抹消すること

代理人 住所 ○○市○○町○○番地

氏名又は名称 (持分２分の１)

及び代表者名 西 尾 花 子

電話番号 <×××××> ××-×××××

令和８年１１月６日執行の下記物件番号の市有財産売払いの一般競争入札に参加したいので、入札参加を申し込みます。

記

物件番号	所在地	登記地目	実測面積
1	西尾市吉良町荻原川畑14番1	宅地	6,762.77 m ²
2	西尾市吉良町吉田斉藤久123番	保育園用地	2,156.80 m ²
3	西尾市寺津町東市場8番1 西尾市寺津町東市場9番1	宅地	441.93 m ²

(注) 1 該当する物件番号を○で囲むこと。

(物件番号を間違えないようにご注意ください。)

2 共有名義による入札を希望する場合は、持分割合を明記すること。

委 任 状

代理人 住 所 **△△市△△町△△番地**

氏 名 **三 河 次 郎**

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

次の物件に係る市有財産売払いの一般競争入札に関する一切の権限

物件番号	所在地	登記地目	実測面積
1	西尾市吉良町荻原川畑14番1	宅地	6,762.77 m ²
2	西尾市吉良町吉田斉藤久123番	保育園用地	2,156.80 m ²
3	西尾市寺津町東市場8番1 西尾市寺津町東市場9番1	宅地	441.93 m ²

令和 **8** 年 **8** 月 **4** 日

(宛先) 西 尾 市 長

委任者	住所	次ページ参照
氏名又は名称 及び代表者名		
電話番号 < > —		

- (注) 1 代理人の住所・氏名は、必ず委任者が自書すること。
 2 「物件番号」については、該当する物件番号を○で囲むこと。
 (物件番号を間違えないようにご注意ください。)

A 委任者が法人の場合

委任者 住所 ○○市○○町○○番地

氏名又は名称 **愛知株式会社**
及び代表者名 **代表取締役 愛知三郎**

電話番号 <×××××> ××-×××××



社印は任意ですが、用いる場合はすべてに押印が必要となります。

B 委任者が共有により2人以上の場合
※自署する場合は押印不要です。

委任者 住所 ○○市○○町○○番地

氏名又は名称 **(持分2分の1)**
及び代表者名 **西 尾 太 郎**

電話番号 <×××××> ××-×××××



委任者 住所 ○○市○○町○○番地

氏名又は名称 **(持分2分の1)**
及び代表者名 **西 尾 花 子**

電話番号 <×××××> ××-×××××



余白に記載してください。

B 共有者のうち1人が代表者として入札する場合（代理人は代表者となります。）
※自署する場合は押印不要です。

委任者 住所 ○○市○○町○○番地

氏名又は名称 **(持分2分の1)**
及び代表者名 **西 尾 花 子**

電話番号 <×××××> ××-×××××



記 載 例

※市有財産一般競争入札参加申込書（様式第1号）の記載と同じになる
様式第3号

誓 約 書

日付は **令和8年8月4日** から **令和8年10月30日** までの期間内

令和 8 年 8 月 4 日

（宛先） 西 尾 市 長

申込人 住所 **〇〇市〇〇町〇〇番地**

氏名又は名称

及び代表者名 **西 尾 太 郎**

電話番号 <×××××> ××-×××××

代理人 住所 **△△市△△町△△番地**

氏名又は名称

及び代表者名 **三 河 次 郎**

電話番号 <□□□□> □□-□□□□

下記事項について、誓約いたします。

記

- 1 現在、地方自治法施行令第167条の4第1項第1号及び第2号の規定に該当していません。
- 2 過去3年間、地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第7号までの規定に該当したことはありません。
- 3 財産売払入札心得書第4条第2項第3号及び第4号の規定に該当していません。

入札書

令和8年11月6日

(宛先) 西尾市長

申込者 住所	
氏名又は名称 及び代表者名	印
代理人 住所	
氏名又は名称 及び代表者名	印

下記のとおり入札いたします。

金額の頭に「金」又は「¥」を記入してください。
金額は入札保証金額の「20倍」までです。

	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
入札 金額		金	○	○	○	○	○	○	○	○
入札 保証 金額			金	○	○	○	○	○	○	○

当日、納入した金額を記載してください。

入札する物件

物件番号	所在地	登記地目	実測面積
1	西尾市吉良町荻原川畑14番1	宅地	6,762.77 m ²
2	西尾市吉良町吉田斉藤久123番	保育園用地	2,156.80 m ²
3	西尾市寺津町東市場8番1 西尾市寺津町東市場9番1	宅地	441.93 m ²

- (注) 1 金額の数字は算用数字を用い、頭に「金」又は「¥」の文字を記入すること。
 2 「入札する物件」については、該当する物件番号を○で囲むこと。
 (物件番号を間違えないようにご注意ください。)
 3 代理人の場合は、入札者の住所・氏名も記入すること。
 (入札参加申込書の記載と同一の記載とする。)
 4 共有名義による入札を希望する場合は、持分割合を明記すること。
 (入札参加申込書の記載と同一の記載とする。)

入札会場のご案内

1 入札執行等の日時及び場所

(1) 入札保証金の受付

① 日 時 令和 8 年 1 1 月 6 日 (金) 午前 9 時から午前 1 0 時まで

※ 午前 9 時 4 0 分までに受付場所に入室してください。

② 場 所 西尾市役所 5 3 C 会議室 (5 階)

(2) 入札執行

① 日 時 令和 8 年 1 1 月 6 日 (金) 午前 1 0 時 3 0 分から

※ 参加者が多数の場合は、開始時間が遅れる場合があります。

② 場 所 西尾市役所 5 3 A B 会議室 (5 階)

※ 午前 1 0 時 1 0 分から入札会場で入札の説明を行いますので、必ず参加してください。

2 連絡先

(1) 直通電話 0 5 6 3 - 6 5 - 2 1 5 6

(2) 担 当 西尾市役所 資産経営局 資産経営課 資産経営担当 (小島・小倉)

3 当日の持ち物

(1) 印鑑 (代理人により入札する場合は、代理人の印鑑)

※ シャチハタなどのネーム印は不可。

(2) 入札保証金 (入札金額の 1 0 0 分の 5 以上に相当する額)

(3) 収入印紙 (営業で参加の場合のみ。1 件 2 0 0 円)

※ 落札とならなかった場合の返還金 (入札保証金) の領収証書用です。

(4) 身分証明書 (住所及び氏名が確認できる顔写真付きのもの。)

4 会場案内図

